

健康増進法の一部を改正する法律について

平野公康 Tomoyasu HIRANO

厚生労働省健康局健康課たばこ対策専門官

健康増進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という）が2018年（平成30年）7月18日、国会で可決、成立した。改正法では罰則付きで禁煙場所での喫煙を禁じており、これまで努力義務だった受動喫煙防止が義務化される。個人の住宅やホテルの客室等を除き、全ての施設や公共交通機関が対象となる。

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）、健康増進法（平成14年法律第103号）

受動喫煙対策については、2003年（平成15年）施行（前年に成立）の健康増進法第25条において、多数の者が利用する施設を管理する者は受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることと規定されていたが、平成28年の国民健康・栄養調査で月1回以上受動喫煙があった回答者の割合が、飲食店で42%、遊技場で34%など、依然として多くの国民が受動喫煙を経験している状況であった。今般の改正法は、周りの人の喫煙による望まない受動喫煙をなくすことを目的としている。

学校、病院、児童福祉施設、行政機関など

- 敷地内禁煙
屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

事務所、工場、飲食店など

- 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）



- 【経過措置】既存の小規模飲食店
喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。



屋外や家庭など

- 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

改正法による規制概要を図に示す。第一に、子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした人々が主たる利用者となる学校、病院等については、受動喫煙対策を一層徹底するため、原則敷地内禁煙とするとともに、受動喫煙対策を総合的かつ効果的に推進する責務のある行政機関においても同様の措置を講じることとしている。第二に、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設（例：一般の事務所、工場、飲食店など）については、原則屋内

禁煙となる。喫煙を認める場合には、たばこの煙の流出を防止するための一定の基準を満たした喫煙専用室の設置が必要であり、当該喫煙専用室内では飲食等はできない。なお、一定の要件を満たす既存の小規模飲食店については、喫煙可能な場所であることを示す標識を掲示すれば店内での喫煙が可能（飲食等も可）となる経過措置を設けている。また、健康影響が明らかでない加熱式たばこについては、加熱式たばこ専用の喫煙室において飲食等とともに喫煙が可能となる。

今般の改正法においては、上記のように、施設の管理権原者等に対して、喫煙が可能となる場所を設置する場合には、たばこの煙の流出防止措置を求めることや、当該場所が喫煙可能な場所であることを示す標識の掲示を義務付け、望まない受動喫煙が生じないよう新たな仕組みを設けることになる。また、たばこの煙による健康影響を受けやすいと考えられる子どもたちを守るという観点から、喫煙が可能な場所については20歳未満の者は立ち入れないこととしている。さらに、規制の対象外となる屋外や家庭などにおいても、喫煙をする際は、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮することを求めている。

行政機関や学校、病院等の規制は2019年夏頃、飲食店等の規制は2020年4月から施行されることとなる。我が国は2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会や2019年のラグビーワールドカップ大会の開催を控えており、これらも契機に受動喫煙対策を徹底し、健康増進に取り組んでいく。

参考文献

厚生労働省，健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号），<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

キーワード 受動喫煙対策，健康増進法，敷地内禁煙、屋内禁煙

※本資料は、環境・衛生部会内に設置された関連法規情報委員会（委員長：香川聡子横浜薬科大学教授）が衛生薬学関連法規の改正等に関する情報を提供するものである。

